

令和3年度

宇佐市農業委員会
第1回(4月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第1回定例総会会議録

令和3年5月7日（金）午前10時より宇佐市役所23会議室において会長が第1回（4月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員
4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員
10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	12番 河野 一雄 委員
13番 永岡 卓己 委員	14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員
17番 池田 雅彦 委員	18番 安藤 宝太 委員	19番 阿部 善浩 委員

欠席委員

事務局

樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係谷本主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第4号 農地転用事業計画変更申請について
議案 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第6号 非農地証明願について
議案 第7号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第8号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案 第9号 宇佐市人・農地プラン策定検討会委員の選任について
議案 第10号 農業委員会事務局職員の任免について
報告 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第3号 令和2年度 宇佐市農業委員会実績報告

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第1回4月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 西 時行 委員、4番 久保 公志郎 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の谷本 主事を指名いたします

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

議長 事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第2号3条許可申請は20件で、地区毎の内訳は、長洲地区 賃借権1件、1筆、395㎡、所有権移転5件、10筆、10,708㎡、宇佐地区 所有権移転5件、24筆、29,489㎡、駅川地区 使用貸借1件、5筆、4,535㎡、所有権移転2件、3筆、4,202㎡、四日市地区 所有権移転3件、3筆、1,276㎡、安心院地区 所有権移転3件、5筆、2,870㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は19,974㎡です。

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

番号2は売買による所有権移転、番号3は3年間の賃借権の設定です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は28,395㎡です。

また、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ております。

長洲地区 番号4 【議案書番号長洲4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は19,844㎡です。

番号5と6は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号5 【議案書番号長洲5朗読】

長洲地区 番号6 【議案書番号長洲6朗読】

売買による所有権移転です。

番号5は譲渡人が労力不足のため、番号6は譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は138,940㎡です。

また、譲受人には6,736㎡の貸付地がありますが、土地利用型農業を展開している借り手が一体として管理しているため、貸付を解約すると耕作効率が低下するため貸付継続理由書が添付されております。

5ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、5,544㎡です。

6ページをお開きください。

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

宇佐地区 番号3【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、18,542㎡です。

また、譲受人には15,522㎡の貸付地がありますが、土地利用型農業を展開している借り手が一体として管理しているため、貸付を解約すると耕作効率が低下するため貸付継続理由書が添付されております。

宇佐地区 番号4【議案書番号宇佐4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、10,356㎡です。

宇佐地区 番号5【議案書番号宇佐5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、25,337㎡です。

8ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、36,844㎡です。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により譲受人が借入農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は19,967㎡です。

また、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

5年間の使用賃借権の設定です。

譲受人の要望により、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

9ページをご覧ください。

四日市地区です

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は22,753㎡です。

なお、譲受人には9,975㎡の貸付地がありますが、土地利用型農業を展開している借り手が一体として管理しているため、貸付を解約すると耕作効率が低下するため貸付継続理由書が添付されております。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が自宅の隣接農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、杵築市の耕作証明書が添付されており5,932㎡です。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

空き家に付随した農地に限定した別段面積取扱基準に基づき、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農開始する譲受人が購入する空き家に付随する農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

10ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。

親から子へ農地を贈与するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、29,484㎡です。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は29,529㎡です。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は18,160.02㎡です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年4月28日午前9時30分より、本庁23会議室において、農業委員5名5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1から6、宇佐地区番号1から5について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年4月30日午前9時より、本庁23会議室において、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1から3、四日市地区番号1から3について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、

許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年4月27日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区番号1から3について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第3号4条許可申請は3件で、地区毎の内訳は長洲地区1件、2筆、278㎡、駅川地区1件、1筆、264㎡、四日市地区1件、1筆、800㎡となっています。

1 1 ページをお開きください。

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」
農地法第 4 条第 1 項及び同法施行令第 7 条第 1 項の規定によ
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和 3 年 5 月 7 日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

1 2 ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号 1 【議案書番号長洲 1 朗読】

住宅用地としての転用です。

議案第 4 号農地転用事業計画変更申請にて後述しますが、自己
住宅建築のため進入路部分のみで転用許可を受けていましたが、
住宅の一部が農地にかかってしまったため、事業計画変更を行な
うものです。計画の不備について深く反省する旨の始末書が添付
されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地で、第 2 種農地に該当すると考えます。当該
申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の
周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地など
もないことから許可することができるものと考えます。

1 3 ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号 1 【議案書番号駅川 1 朗読】

駐車場用地としての転用で、貸駐車場 6 台分を整備する計画で
す。

立地基準としては、都市計画法で定める第 1 種住居地域に用途
地域指定された土地であり、第 3 種農地に該当します。第 3 種農
地は、許可をすることができることとなっております。

1 4 ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号 1 【議案書番号四日市 1 朗読】

農業用施設用地としての転用で、農機具置場及び苗置場を整備
する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等
として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地
で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第 8 条第 4
項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するた
めに行われるものであることから許可することができるものと考え
ます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準
運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべ
てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。なお、長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件と当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 　はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1、四日市地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ただ今の事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言

のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第4号農地転用事業計画変更申請は、長洲地区 1件、2筆、278㎡です。

15ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区番号1【議案書番号長洲1朗読】

議案第3号農地法第4条申請の長洲地区番号1の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和3年1月に、進入路用地として転用許可を受けていましたが、住宅の一部が農地にかかってしまったため、一般住宅への転用を追加して事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第2種農地と判断されています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること。変更後の事業計画の実現が確実と認められること。変更後の転用事業により周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果なら美に補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長

はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果について報告します。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」

長洲地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりで、長洲地区番号1は、進入路部分の転用許可を受けていましたが、農地全体を宅地への転用に変更したいということです。変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので当地区審議会としましては計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議

長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ただ今の事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議

長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議

長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第5号 5条許可申請は9件で、使用貸借による権利設定1件、賃貸借による権利設定2件、所有権移転6件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区、使用貸借1件、2筆、1,630㎡、宇佐地区、賃貸借1件、1筆、1,000㎡、所有権移転1件、1筆、753㎡、駅川地区、賃貸借1件、4筆、2,803㎡、所有権移転1件、1筆、591㎡、四日市地区、所有権移転4件、5筆、913㎡となっています。

17ページをお開きください。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定によ

り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
18ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

10年間の使用貸借権の設定です。

農業用施設用地としての転用で、苗置場及び農業用資材倉庫として利用予定ですが、申請地は既に平成10年頃から貸人の父が鶏舎などに利用しており、そのことを深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

19ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人の経営する畳店の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

10年間の賃借権の設定です。

農業用施設用地としての転用で、農機具倉庫1棟147.51㎡を建設する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

20ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

20年間の賃借権の設定です。

給油所としての転用で、既存の給油所の老朽化に伴い、ガソリ

ンスタンド及び車両整備場を整備する計画となっています。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

集合住宅としての転用で、賃貸住宅鉄骨二階建2棟、建築面積658.18㎡を建築する計画です。

なお、農地以外の土地、1238.42㎡も利用します。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

21ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造一階建1棟、建築面積150.5㎡を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

なお、農地以外125㎡も利用します。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、自宅用駐車場3台分を整備する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造一階建1棟、建築面積101.89㎡を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

なお、農地以外の土地、57㎡も利用します。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、自宅用駐車場2台分を整備する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1、宇佐地区番号1について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。なお、長洲地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があった通りで、申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1から2、四日市地区番号1から4について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いた

しました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第6号「非農地証明願について」を、議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第6号非農地証明願は、17件で、地区ごとの内訳は宇佐地区3件、5筆、2,285㎡、駅川地区5件、9筆、1,719㎡、四日市地区3件、4筆、743㎡、安心院地区5件、20筆、7,320㎡、院内地区1件、1筆、358㎡となっています。
22ページをお開きください。
議案第6号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
23ページをお開きください。
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

農地法施行以前の昭和5年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和42年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

平成19年9月5日付で農地法第4条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和55年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

昭和23年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号5 【議案書番号駅川5朗読】

昭和53年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和54年10月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和56年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

昭和55年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

27ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

平成3年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

28ページをお開きください。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

平成10年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

平成63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

農地法施行以前の昭和18年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

30ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成10年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「非農地証明願について」

宇佐地区番号1から3について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果に

ついてご報告します。

議案第6号「非農地証明願について」

駅川地区番号1から5、四日市地区番号1から3について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第号「非農地証明願について」

安心院地区番号1から5、院内地区番号1について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第7号「宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

31ページをご覧ください。

議案第7号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より
別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があつ
たので審議を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
32ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、33ページ以降のようになっておりま
す。

続きまして、76ページをお開きください。農地中間管理事業
による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、77ページ以降のようになっておりま
す。

続きまして、92ページをお開きください。農地売買等支援事
業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 詳細な説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、そ
れぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利
用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並
びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果に
ついてご報告します。

議案第7号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画
の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利
用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後におい
て、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすこ
となどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案
どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買
等支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での
取引事例から適正価格であると考えます。よって、当地区審議会
としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適
合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第7号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買等支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第8号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 97ページをお開きください。

議案第8号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より依頼があったので審議を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
98ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、99ページ以降のようになっております。

農用地利用集積計画（案）で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画（案）にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理機構の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第8号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第8号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、四日市地区の農用地利用配分計画（案）について、本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第8号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画（案）について、本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第9号「宇佐市 人・農地プラン策定検討会委員の選任について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 116ページをお開きください。

議案第9号「宇佐市 人・農地プラン策定検討会委員の選任について」

宇佐市 人・農地プラン策定検討会委員の選任について、委員会の承認を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

令和3年4月7日付けで宇佐市長より、宇佐市人・農地プラン策定検討会委員2名の選任依頼があり、各地区審議会に審議を求めたところ、安心院・院内地区審議会から河野正治委員、駅川・四日市地区審議会から幡手文徳委員を選出する旨の提案がありましたので、委員会の承認を求めるものでございます。

委員会でご承認いただけましたら、市長あてに回答させていただきます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり承認しました。
次に、議案第10号「農業委員会事務局職員の任免について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 118ページをお開きください。
議案第10号「農業委員会事務局職員の任免について」
農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり事務局職員の任免について、委員会の承認を求める。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

それでは、議案の提案説明をいたします。農業委員会の職員は、農業委員会等に関する法律第26条第1項において、農業委員会に職員を置くとされ、同条第3項において職員は、農業委員会が任免すると規定されています。すなわち、職員の任免は、農業委員会の決議によって行われることとなります。

119ページをお開き下さい。今回、5月1日付けで異動の内示が発令されました。これによりまして、4月30日をもって事務局職員の職を免ずる者は、末宗勇治事務局長、渡邊義勝次長、

落合宏哉副主幹で、末宗事務局長は商工振興課長、渡邊次長は危機管理課、落合副主幹は財政経営課へ異動します。また5月1日付けで事務局員を任命する者として耕地課から石川竜三事務局長、建築住宅課から小林麻衣子副主幹、安心院支所市民サービス課から中家洋介副主幹の3名であります。この任免について、承認をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第1号から第4号までを一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
120ページをお開き下さい。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は121ページからの4件がございました。
地区別の内訳は、宇佐地区 相続設定1件、4筆、3,888㎡、
安心院地区 相続設定1件、8筆、8,143㎡、院内地区 相続設定2件、9筆、5,791㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局長専決により、全件とも受理いたしました。

124ページをお開き下さい。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解

約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は125ページからの20件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区7件、34筆、32,867㎡、宇佐地区2件、4筆、9,544㎡、駅川地区1件、1筆、2,742㎡、四日市地区6件、26筆、43,630㎡、安心院地区3件、3筆、2,987㎡、院内地区1件、7筆、1,274㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

136ページをお開きください。

報告第3号「農地所有適格法人適格要件の届出について」

農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和3年5月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は137ページの安心院地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、役員要件を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

138ページをお開き下さい。

これは令和2年度中に取り扱った案件の実績です。 ～読み上げる～

1 会議等の回数

総会 12回 地区審議会 36回 役員会 2回 農業委員会だより編集会議 2回 研修会等 4回

2 重点施策事業といたしまして以下の6項目を掲げておりました。

3の農地関係事務処理状況 4の諸証明 5のあっせん状況につきましてはご覧の件数・面積等となっております。

6の農業者年金につきましては、経営移譲年金・老齢年金の受給者数、新規裁定者数等について、ご覧のような人数となっております。

7は、その他参考資料となっております。

議長 ただ今の報告第1号から第4号について、質問、意見等ござい

ましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

それでは、先ほど承認されました人事案件で、事務局を去られる職員及び新しく着任する職員から、代表者のあいさつをお願いしたいと思います。

末 宗 課 長 (あいさつ)

石 川 局 長 (あいさつ)

議 長 ありがとうございます。

異動されます3名の方につきましては、大変ご苦労様でした。新しい職場でもご活躍されますことをご期待申し上げます。今まで本当にお世話になりました。ありがとうございます。

また、新たに着任されます2名の方につきましても、5月からのご活躍をご期待申し上げます。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 来月5月の令和3年度第2回定例総会は、6月7日月曜日、午前10時から本庁23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和3年5月7日

議 長 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)